

「診療報酬の審査支払機関の在り方について」 これまでの議論の経緯

1. 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)における審査の効率化と統一性の確保については、平成 27 年 11 月以降、当時の規制改革会議(健康・医療ワーキング・グループ)において検討が行われ、その結果、規制改革会議は支払基金の在り方について「ゼロベースでの見直し」を提言し、平成 28 年 6 月 2 日、規制改革実施計画としてこれが閣議決定された。
2. その後、平成 28 年 4 月 25 日に厚生労働省を事務局として設置された有識者検討会において、本件にかかる検討が開始された。
3. 平成 28 年 11 月 15 日、規制改革推進会議は本件を議題として採り上げ、厚生労働省に対し、上記 1 の閣議決定事項の確実な実施を求める意見を取りまとめた。
4. 上記 2 の有識者検討会は、本年 1 月 12 日に『データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会 報告書』(以下「報告書」)を取りまとめ、ICT の活用など「診療報酬の審査の在り方の見直し」については改善の道筋を示したものの、「組織・体制の在り方」や「審査の一元化」については結論を盛り込まず、両論併記とされた。
5. 本年 1 月 26 日、上記報告書の内容に関し、規制改革推進会議においてフォローアップを行ったが、委員からは、「両論併記で結論を得ていないということは閣議決定違反ではないか」「これでゼロベースでの見直しといえるのか」といった意見が相次ぎ、厚生労働省に対し、閣議決定の趣旨に沿った検討が早急に行われるよう強く要請した。
6. 本日は、上記報告書において、厚生労働省及び支払基金が本年春を目処に取りまとめるとされていた「支払基金業務効率化計画・工程表」の策定状況について、厚生労働省および支払基金よりヒアリングを行う。

以上